

# 企業等の 農業参入マニュアル



埼玉県

## はじめに

平成21年の農地法改正により、企業の農地借入が認められるようになりました。

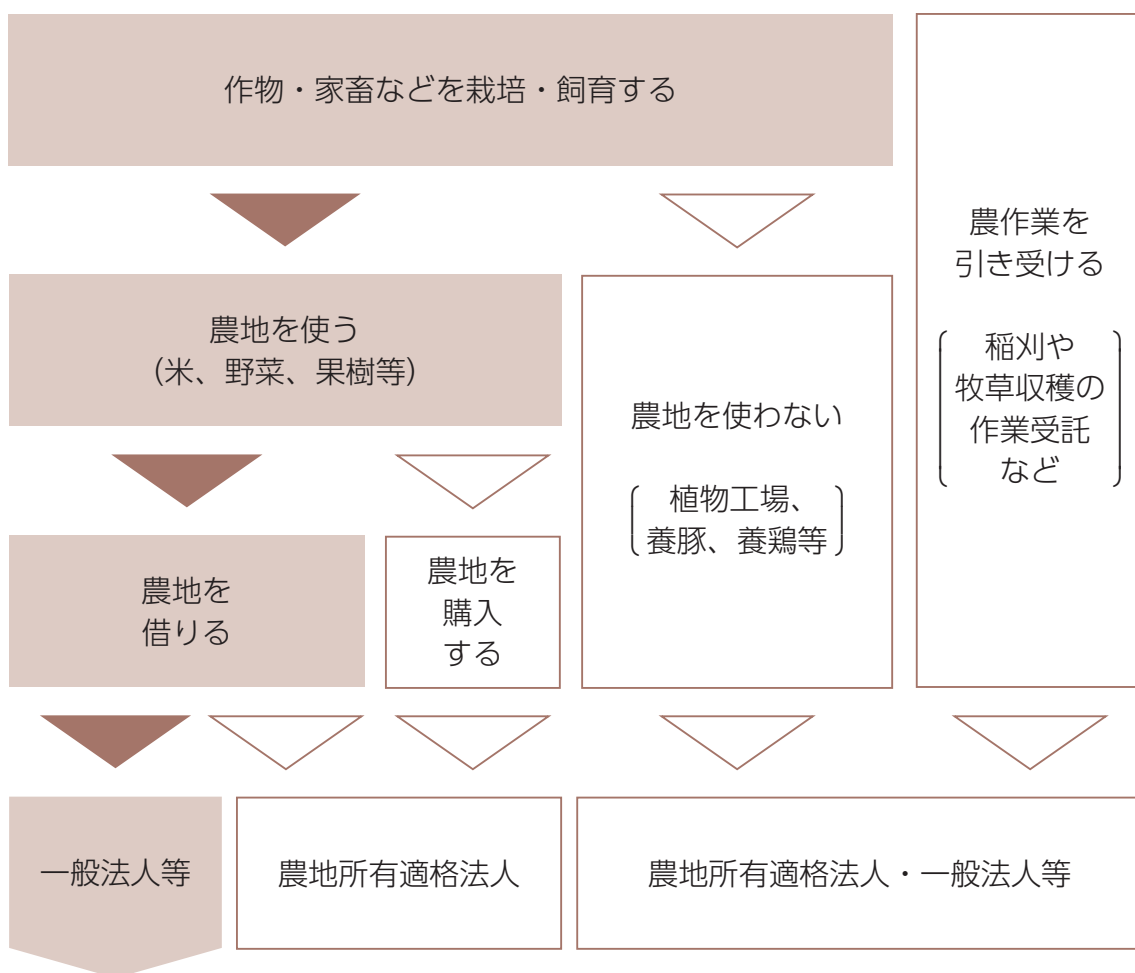
埼玉県ではこの法改正を契機に、企業を「新たな農業の担い手」と位置づけ、農業参入を支援する「企業等農業参入相談窓口」を農林部に設置しました。

これは、担い手が不足している地域や遊休農地が多く発生している地域を対象に、企業の活力による農業の振興、地域の活性化を目指すものです。

このマニュアルは、企業が農業参入する際に必要な事項をまとめたものです。

農業参入をご検討されている企業の皆様の一助となれば幸いです。

## ◆ 企業の農業参入の形態



## 本マニュアルの対象

本マニュアルは、企業が農地を借受けて農業に参入する場合の手順等を示したものです。

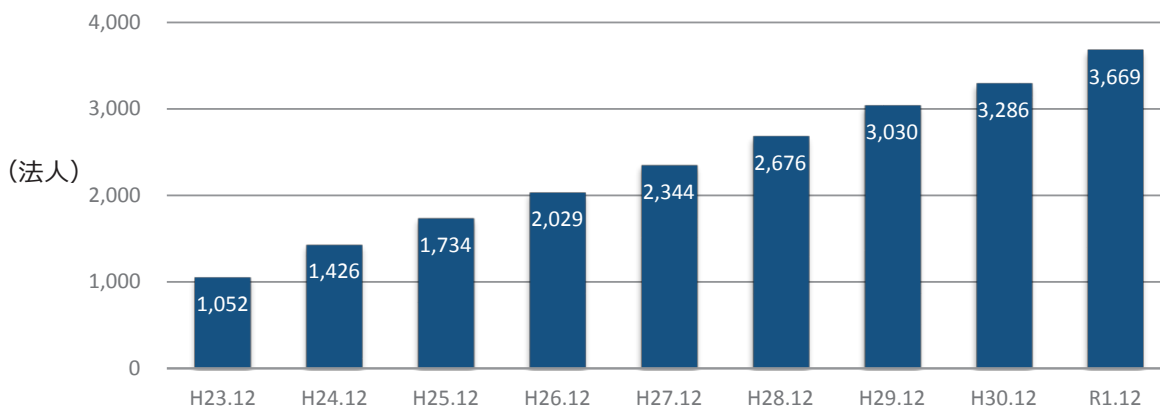
本文中の「企業」は特に断りがない限り、法人（農地所有適格法人以外）を指します。

# 目次

<b>1</b> 企業による農業参入をめぐる現状 .....	1
<b>2</b> 農業参入の流れ .....	2
<b>3</b> 農地の借入に関する制度 .....	5
<b>4</b> 農業技術の確保 .....	12
<b>5</b> 融資制度 .....	13
<b>6</b> 参入後の取組と対応 .....	15
<b>7</b> 農産物の収益性（参考） .....	16
<b>8</b> 埼玉県の魅力 .....	17
参考1 農業参入計画書の参考様式 .....	20
参考2 企業が市町村等と締結する協定の例 .....	24

# 1 企業による農業参入をめぐる現状

## ◆ 企業の農業参入の状況（全国）



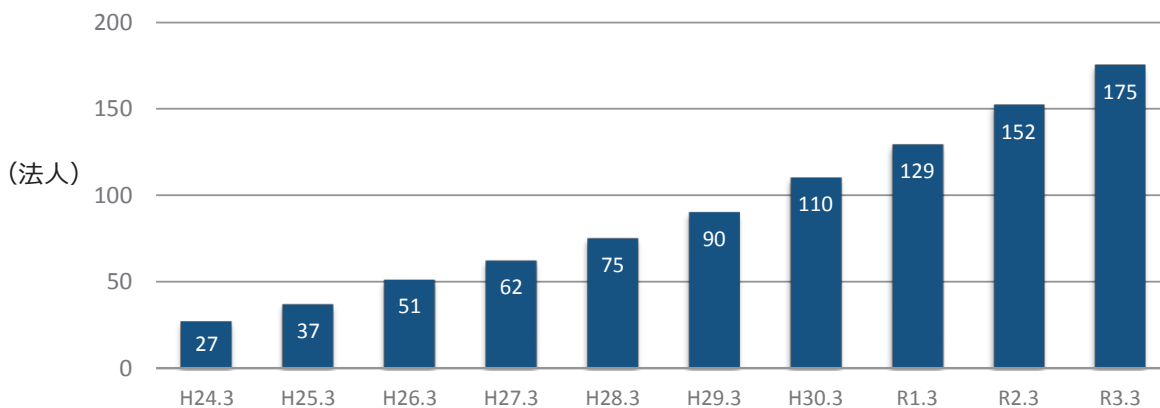
### 【業種別内訳】

令和元年12月末現在

業種	法人数	割合
農業畜産業	1,091	(30%)
サービス業	805	(22%)
食品関連業	685	(19%)
建設業	355	(10%)
NPO	283	(8%)
卸売小売業	195	(5%)
製造業	136	(4%)
その他	119	(3%)
合計	3,669	法人

(農林水産省調べ)

## ◆ 企業の農業参入の状況（埼玉県）



### 【業種別内訳】

令和3年3月末現在

業種	法人数	割合
農林畜産業	39	(22%)
サービス業	27	(15%)
食品関連業	44	(25%)
建設業	14	(8%)
NPO	12	(7%)
卸売小売業	9	(5%)
製造業	10	(6%)
その他	20	(11%)
合計	175	法人

(埼玉県調べ)

### 【営農作物別内訳】

作物	法人数	割合
野菜	110	(63%)
米麦	18	(10%)
複合	16	(9%)
果樹	14	(8%)
工芸	3	(2%)
花き	6	(3%)
畜産	1	(1%)
その他	7	(4%)
合計	175	法人

(埼玉県調べ)

## 2 農業参入の流れ

### ◆ 農業参入にあたって

#### 1 農業・農村を理解する

農地は農家が先祖代々受け継いできた大切な資産です。「貸したら返ってこないのではないか」「貸した農地で耕作を放棄されてしまわないだろうか」など、農家には農地を貸すことに不安があるということを理解する必要があります。

また、農村には地域固有の伝統や文化、ルールが存在します。これらを理解し、尊重する姿勢が求められます。

#### 2 市町村との信頼関係の構築に努める

農業参入では市町村の協力が不可欠となります。市町村は地域との調整役を担い、農地の利用権など法的な事務手続きを行います。このため、市町村に農業参入に対する企業の考え方を理解してもらうことが必要です。

また、話し合いを重ね、市町村との信頼関係を構築していくことが大切です。

#### 3 地域との調和を図る

農村にとって農地は暮らしと一体のものであり、見知らぬ人が出入りすることに対して大きな不安があります。

参入企業は、地域コミュニティとの調和を積極的に図ることが必要です。

##### 【地域との調和のための活動例】

- ・水路等の農業施設の管理活動への参加
- ・地域の会合や清掃活動への参加
- ・まつり等の地元行事への参加 など

### ◆ 事前準備

#### 1 農業参入の目的

関係者・関係機関に対して、企業としての農業参入の目的を説明することが必要になりますので、整理しておきましょう。

- ・人材の活用
- ・新規事業の開拓
- ・加工原料の確保 など

#### 2 希望する農業の概要

- ・作目
- ・地域
- ・農地面積、施設規模
- ・事務所、駐車場等

#### 3 営農に必要な要素の検討

- ・農業技術
- ・機械施設
- ・販路
- ・事業継続性 など

## ◆ 関係機関への相談

### 1 県窓口への相談

埼玉県では、県庁農業支援課に「企業等農業参入相談窓口」を開設しています。

このほか、県内各農林振興センター管理部においても御相談を承ります。

事前準備で整えていただいた情報に基づき、御要望やお困りの点についてお話を伺い、今後の進め方を決定します。

### 2 農業参入計画書の作成・提出

相談結果を踏まえて、農業参入計画書を作成していただきます。

会社概要、農業参入の目的、農地の管理と労働力の確保、栽培・販売計画、経営試算等を盛り込んだ事業内容を記載します。

農業参入計画書は、市町村や地元へ説明を行うために必要です。

必要に応じて、県内の参入企業の視察等も行います。

### 3 資金の確保

日本政策金融公庫等の資金を活用する場合は、農業参入計画書の作成と並行してこの段階から始めます。

### 4 市町村に対する説明

市町村に対して事業計画を説明するとともに、意見交換を行い、企業と市町村の互いの条件を整理します。

### 5 農地の選定

市町村や（公社）埼玉県農林公社の協力により、参入候補地の選定を行います。農地の選定は今後の経営を大きく左右しますので、候補地は現地確認を行います。

希望の農地がすぐに見つからないことも多く、時には年単位の時間が必要です。

#### 【現地調査における確認事項の例】

- ・ 水はけ、日当たり、土壌等のほ場条件
- ・ 接道の状況、交通に関する適性
- ・ 近隣環境の状況
- ・ 事務所の設置を計画している場合は、その位置 など

## ◆ 参入準備

### 1 市町村に対する意思表示

市町村との意見交換や現地確認の結果、参入を希望する場合はその旨を市町村に伝え、参入のための準備段階に進みます。

### 2 参入条件の整理

現地調査の結果を踏まえ、参入にあたり不可欠な条件を整理し、課題解決の優先順位をつけます。

- ・ 参入場所と面積
- ・ 参入時期
- ・ 農地貸借の方法と期間
- ・ 賃借料と支払方法
- ・ 倉庫、作業場、ハウス、事務所などの設置の有無
- ・ 農地集積の程度
- ・ 農地改良（客土）の手続き
- ・ 補助事業活用の有無 など

### 3 市町村との協議

市町村と条件について協議を行います。

条件（農地改良、農振除外等）によっては調整に時間がかかるので、スケジュールに余裕が必要です。

一定の調整が図られた後、地域住民に対する説明方法や、農地の貸借の方法等、今後の進め方について市町村と協議します。

### 4 現地説明会

市町村の支援のもと、事業計画や参入条件等を農地所有者や地域住民に提示・説明します。対象となる農地所有者が少数の場合には、個別の説明となる場合もあります。

### 5 借受農地の決定

現地説明会を通じて農地所有者の意向を確認した後、農地所有者側の条件を踏まえ、最終的な借受農地を決定します。場合によっては農地所有者との条件が折り合わず、借りることができないこともあります。

このあと、市町村や埼玉県農林公社等が農地所有者立ち会いのもと、農地の境界について確認作業を行う場合があります。

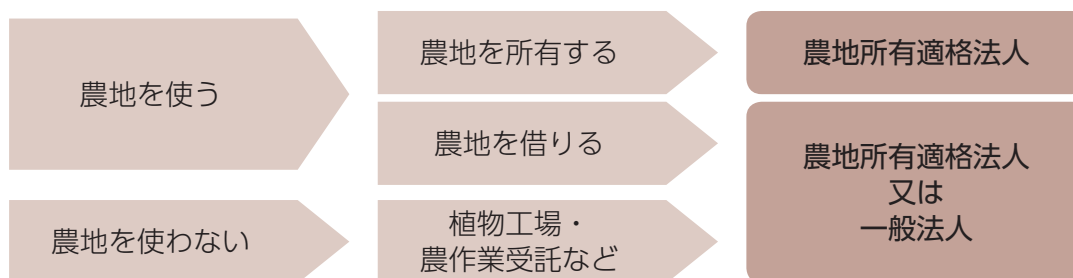
### 6 営農準備

市町村との協議を進めながら、農業技術や農業機械・施設の確保、資金調達の準備等を行います。

# 3 農地の借入に関する制度

## ◆ 参入の形態

一般法人は農地を借りることはできますが所有はできません。  
農地を所有する場合は農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。



## ◆ 農地所有適格法人とは

農地所有適格法人とは農地の所有権が取得可能な法人のことで、農地法で定義されている名称です。

農地所有適格法人は次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

また、農地所有適格法人は農地法等に基づき、毎年、事業状況を農業委員会に報告する必要があります。

### 1. 法人形態要件（いずれか）

- ・株式会社（株式に譲渡制限があるものに限る）
- ・持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）
- ・農事組合法人

### 2. 事業要件

直近3か年の売上高の過半が農業及び関連事業（加工、販売等）であること

### 3. 主な構成員要件

- ・農業関係者 農業の常時従事者（原則150日以上従事）、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の1/2超
- ・農業関係者以外 保有できる議決権は総議決権の1/2未満

### 4. 役員要件（すべて）

- ・役員の過半が農業の常時従事者（原則150日以上従事）であること
- ・役員又は農場長等のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）



## ◆ 農地を借りるための法律

農地を借りるには農地法に基づく農業委員会の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告、農地中間管理事業法に基づく農用地利用配分計画の公告のいずれかの手続きが必要です。

### 1 農地法（農業委員会の許可）

耕作目的で農地を貸借する場合に一定の要件を満たし、市町村の農業委員会の許可を受けられるものです。経営面積の合計が原則として50a以上必要です。※

契約期限が到来しても両者の合意による解約が無い限り、自動更新されます。

（※市町村により要件面積は異なります）

### 2 農業経営基盤強化促進法（農用地利用集積計画の公告）

市町村が作成する農用地利用集積計画を公告することにより、利用権を設定するものです。貸借の期間が満了すれば農地の利用権は自動的に消滅します。

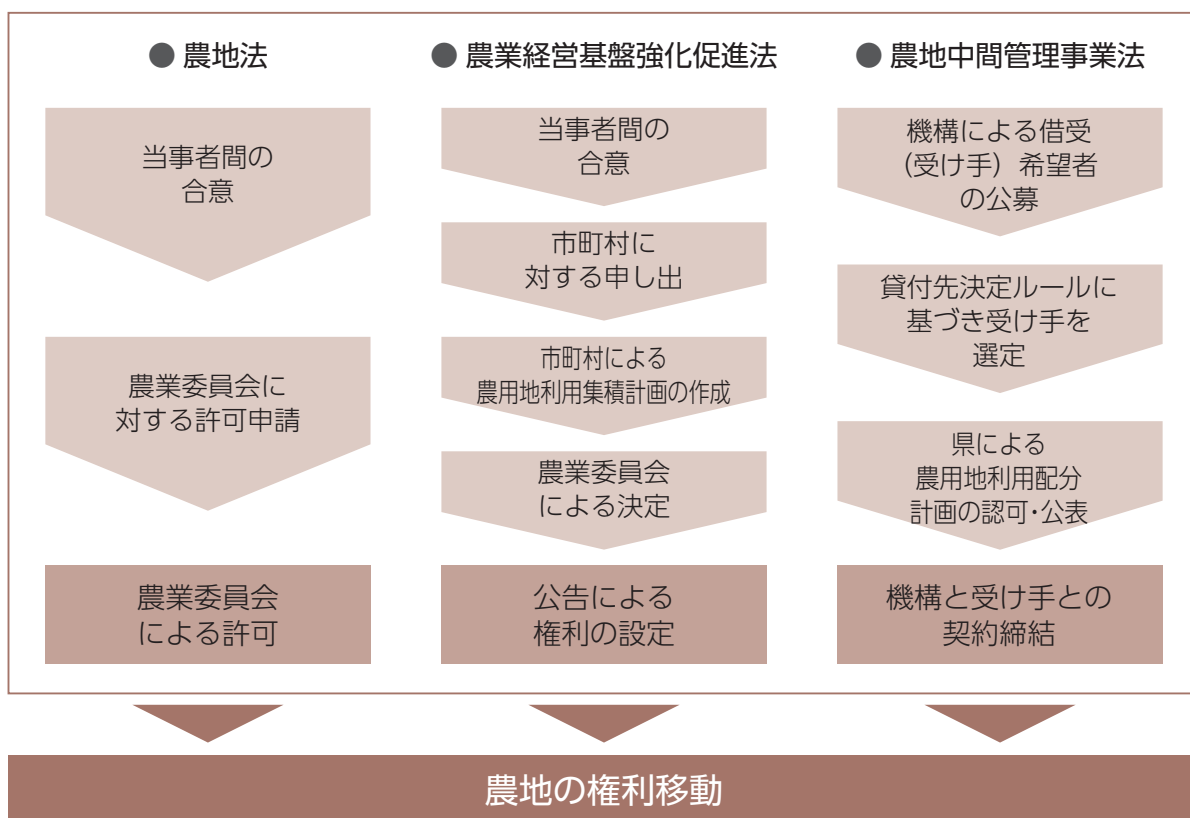
引き続き貸借を希望する場合は、市町村が再度農用地利用集積計画を作成・公告することにより利用権を再設定できます。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する法律（農用地利用配分計画の公告）

埼玉県農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）が仲介して農地を借りるものです。

機構から農地を借りるためには、機構が行う借受け希望者の公募に応募します。

機構は事業規程（貸付先決定ルール）に基づき、借受け者を選定します。機構の定める「農用地利用配分計画」を知事が認可し公告することで賃借権が設定されます。



## ◆ 農地を借りるための基本的な要件

### 1 農地のすべてを効率的に利用

機械、労働力、技術等、農地を適切に利用するための営農計画を持っていること。

### 2 一定の面積を経営

農地取得後の農地面積の合計が原則50a以上であること。

※この面積は市町村の実情に応じて異なります

### 3 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。



企業の場合は  
上記に加えて

## ◆ 企業が農地を借りるための要件

### 1 貸借契約等に解除条件が付されていること

企業が農地を適正に使用していない場合に、契約を解除する旨の条件が契約に付されていることが必要です。

このほか、万が一撤退する場合に備え、① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務 ② 原状回復の費用 ③ 原状回復がなされないときの損害賠償 ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払 等の取決めについて契約に明記します。

### 2 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと

農業は地域と密接なつながりがあって成立する産業です。地域農業の維持発展に関する話合いや、農道、水路等の共同利用施設の取り決めや鳥獣害対策などを遵守し、継続的、安定的な営農が見込まれることが必要です。

### 3 業務執行役員が1人以上農業に常時従事すること

実質的に業務執行についての権限を有し、地域の調整役として責任を持って対応できる者が、業務を執行する役員のうち1人以上いることが必要であり、その者が耕作等の事業に常時従事することが必要です。

(耕作等の事業とは、農作業だけではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。)

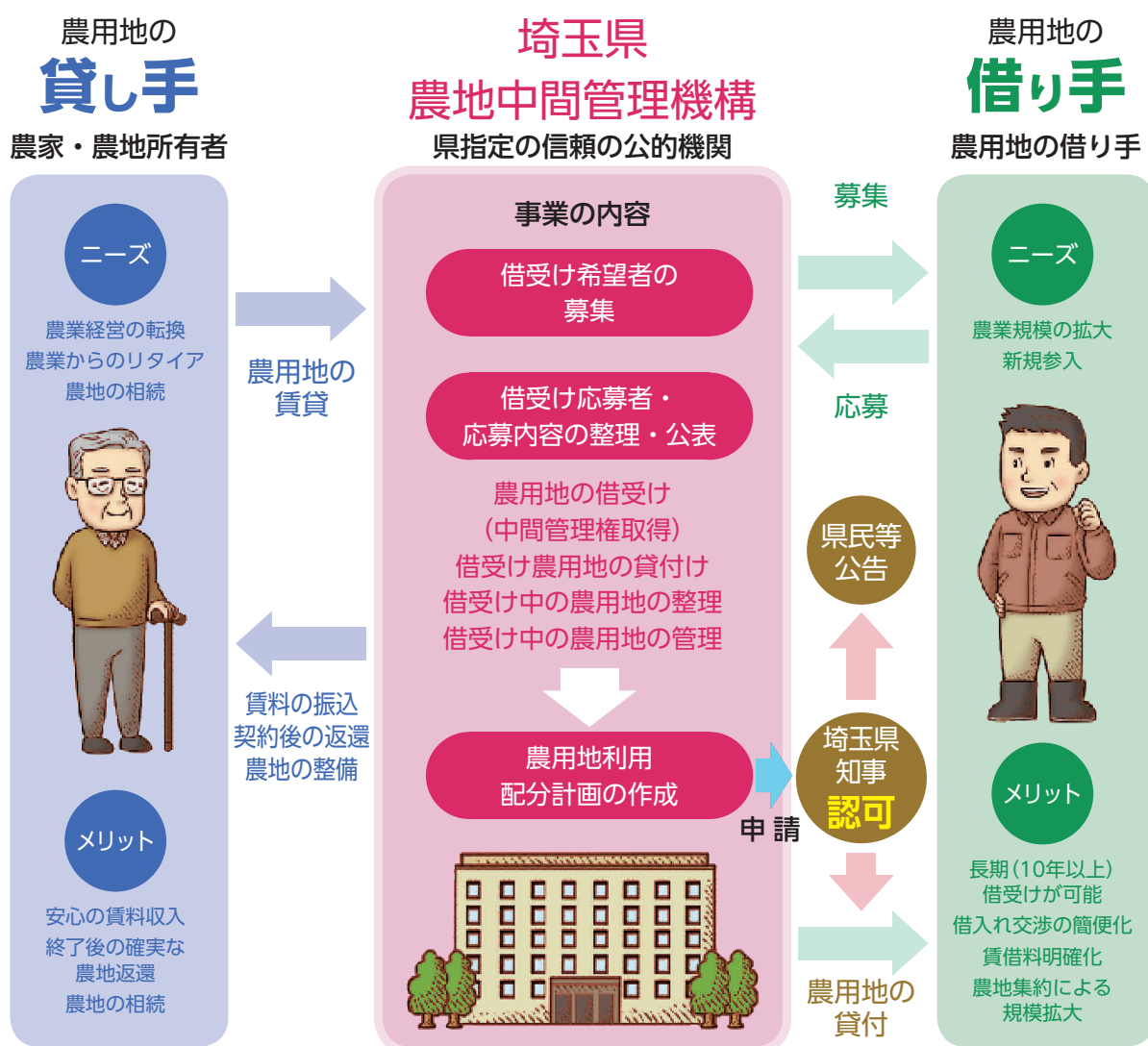
## ◆ 農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）

農地中間管理事業は、営利を目的としない公的機関である農地中間管理機構が農地を仲介する制度です。本県における農地中間管理機構は公益社団法人埼玉県農林公社です。

### 1 農地借入の手続きが大幅に軽減できます

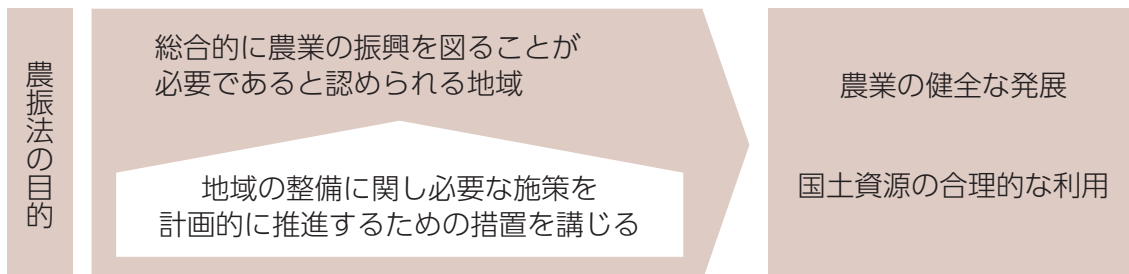
企業は農地所有者と個別に交渉する必要はなく、農地中間管理機構と契約を締結します。農地の賃料支払いも農地中間管理機構に対して行います。

### 2 農地中間管理機構の仕組み



## ◆ その他の法律

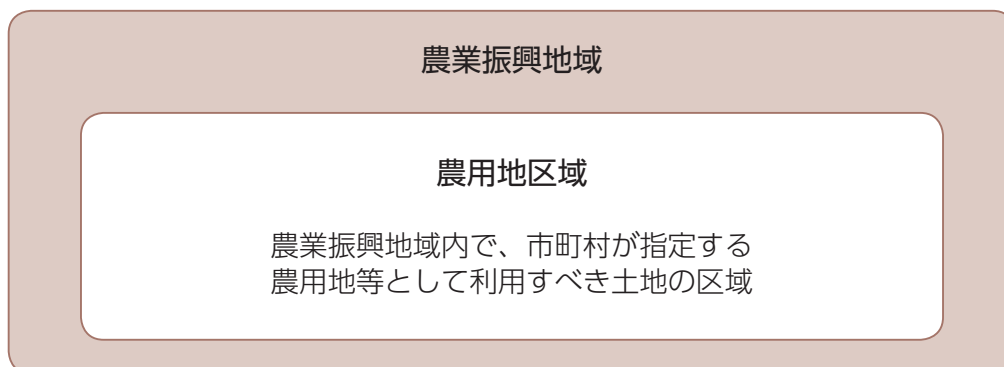
### 1 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）



#### ※ 農用地区域内では原則として農地転用ができません

農業振興地域内の農用地区域は、市町村が農振法に基づいて、今後、農用地等として利用すべき区域を定めたものです。事務所等の設置のために農地の転用が必要となることがありますが、農用地区域内における開発行為は制限され、原則として農地の転用はできません。

（その他の区域においても転用が認められない場合があります。）



### 2 都市計画法

都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り国土の均衡ある発展を目的としています。

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは都市計画法に基づき「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分を定めることができます。

#### ○ 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

#### ○ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街化調整区域において許可される開発は限定されていますが、農業用施設については認められる場合があります。

## ◆ 農地の利用に関する組織

### 1 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村に設置されている行政委員会です。

農業者の代表機関として、農地の適切かつ効率的な活用を目的とした農地利用調整等を業務としています。

(戸田市は農業委員会を設置していないため、農地のご相談は経済戦略室へ)

市町村名	所在地	電 話	市町村名	所在地	電 話
さいたま市	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048 (829) 1111	蓮 田 市	蓮田市大字黒浜2799-1	048 (768) 3111
川 越 市	川越市元町1-3-1	049 (224) 8811	坂 戸 市	坂戸市千代田1-1-1	049 (283) 1331
熊 谷 市	熊谷市宮町2-47-1	048 (524) 1111	幸 手 市	幸手市東4-6-8	0480 (43) 1111
川 口 市	川口市青木2-1-1	048 (258) 1110	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	049 (271) 1111
行 田 市	行田市本丸2-5	048 (556) 1111	日 高 市	日高市大字南平沢1020	042 (989) 2111
秩 父 市	秩父市熊木町8-15	0494 (22) 2211	吉 川 市	吉川市きよみ野1-1	048 (982) 5111
所 沢 市	所沢市並木1-1-1	04 (2998) 1111	ふじみ野市	ふじみ野市福岡1-1-1	049 (261) 2611
飯 能 市	飯能市大字双柳1-1	042 (973) 2111	白 岡 市	白岡市千駄野432	0480 (92) 1111
加 須 市	加須市三俣2-1-1	0480 (62) 1111	伊 奈 町	伊奈町中央4-355	048 (721) 2111
本 庄 市	本庄市本庄3-5-3	0495 (25) 1111	三 芳 町	三芳町大字藤久保1100-1	049 (258) 0019
東松山市	東松山市松葉町1-1-58	0493 (23) 2221	毛呂山町	毛呂山町中央2-1	049 (295) 2112
春日部市	春日部市中央6-2	048 (736) 1111	越 生 町	越生町大字越生900-2	049 (292) 3121
狭 山 市	狭山市入間川1-23-5	04 (2953) 1111	滑 川 町	滑川町大字福田750-1	0493 (56) 2211
羽 生 市	羽生市東6-15	048 (561) 1121	嵐 山 町	嵐山町大字杉山1030-1	0493 (62) 2150
鴻 巣 市	鴻巣市中央1-1	048 (541) 1321	小 川 町	小川町大字大塚55	0493 (72) 1221
深 谷 市	深谷市仲町11-1	048 (571) 1211	川 島 町	川島町大字下八ツ林870-1	049 (297) 1811
上 尾 市	上尾市本町3-1-1	048 (775) 5111	吉 見 町	吉見町大字下細谷411	0493 (54) 1511
草 加 市	草加市高砂1-1-1	048 (922) 0151	鳩 山 町	鳩山町大字大豆戸184-16	049 (296) 1211
越 谷 市	越谷市越ヶ谷4-2-1	048 (964) 2111	ときがわ町	ときがわ町大字玉川2490	0493 (65) 1521
蕨 市	蕨市中央5-14-15	048 (432) 3200	横 瀬 町	横瀬町大字横瀬4545	0494 (25) 0111
戸 田 市	戸田市上戸田1-18-1	048 (441) 1800	皆 野 町	皆野町大字皆野1420-1	0494 (62) 1230
入 間 市	入間市豊岡1-16-1	04 (2964) 1111	長 瀬 町	長瀬町大字本野上1035-1	0494 (66) 3111
朝 霞 市	朝霞市本町1-1-1	048 (463) 1111	小 鹿 野 町	小鹿野町小鹿野89	0494 (75) 1221
志 木 市	志木市中宗岡1-1-1	048 (473) 1111	東 秩 父 村	東秩父村大字御堂634	0493 (82) 1221
和 光 市	和光市広沢1-5	048 (464) 1111	美 里 町	美里町大字木部323-1	0495 (76) 1111
新 座 市	新座市野火止1-1-1	048 (477) 1111	神 川 町	神川町大字植竹909	0495 (77) 2111
桶 川 市	桶川市泉1-3-28	048 (786) 3211	上 里 町	上里町大字七本木5518	0495 (35) 1221
久 喜 市	久喜市下早見85-3	0480 (22) 1111	寄 居 町	寄居町大字寄居1180-1	048 (581) 2121
北 本 市	北本市本町1-111	048 (591) 1111	宮 代 町	宮代町笠原1-4-1	0480 (34) 1111
八 潮 市	八潮市中央1-2-1	048 (996) 2111	杉 戸 町	杉戸町清地2-9-29	0480 (33) 1111
富 士 見 市	富士見市大字鶴馬1800-1	049 (251) 2711	松 伏 町	松伏町大字松伏2424	048 (991) 2711
三 郷 市	三郷市花和田648-1	048 (953) 1111			

※電話番号は代表

## 2 公益社団法人 埼玉県農林公社

埼玉県の農林業振興を図ることを目的に農地の売買・貸借、青年農業者の育成、森林整備等を業務とする公益法人です。埼玉県や埼玉県内の市町村、農林業団体、農業協同組合等が出資しています。

農林公社は平成26年に県から農地中間管理機構の指定を受け、「農地中間管理事業」により農地の貸借を行っています。

### 公益社団法人埼玉県農林公社の業務

埼玉県農林公社は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

#### 農地中間管理事業

県から農地中間管理機構の指定を受け、農用地を集約して貸付ける等、農用地利用の効率化を図り、農業参入を支援します。

#### 基盤整備・営農支援等事業

農地の小規模な基盤整備や農作業等の受託により、生産性の高い農業と農山村の発展を支援します。

#### 見沼農業振興事業

土地利用が制限されている見沼田んぼにおいて、農地保全や都市住民の農業体験イベント等を行います。

#### 青年農業者育成事業

就農希望者への就農相談・無料職業紹介・実践研修のほか、青年農業者の海外研修・組織活動支援等を行います。

#### 森林整備事業

県から森林整備法人の認定を受け、森林の整備や林業の普及啓発、林業労働者の育成確保等を行います。

#### 施設管理事業

県が設置した「農林公園」「種苗センター」「森林科学館」「県民の森」の指定管理者として運営管理を行っています。

## 4 農業技術の確保

農業参入に当たり、農業技術をどう確保していくかは重要な要素です。

農業技術は自社の社員が研修等によって身につける場合と、農業技術者を雇用して確保する場合があります。

### ◆ 農業技術を学ぶ

#### 1 埼玉県農業大学校

県では、農業及びその関連産業の担い手を養成する専修学校として埼玉県農業大学校を設置しています。

課程	学科	専攻
2年課程	野菜学科	施設栽培専攻
		露地栽培専攻
	水田複合学科	水田複合専攻
	花植木学科	花き専攻
植木造園専攻		
酪農学科	酪農専攻	
1年課程	短期農業学科	短期野菜専攻
		有機農業専攻

#### 2 就農予備校

(公社) 埼玉県農林公社がさいたま市内で就農予備校を開設しています。

コース	入門	初級	中級
1年間	今までに農業の経験がない方	入門コースを修了した方、又は市民農園で農業研修を受講した方	初級コースを修了した方、又は市民農園等で農業研修を受講し、体力も農業技術も備えている方

### ◆ 農業技術者の雇用

農地所有者や周囲の農業者を雇用することによって、農業技術が確保できることに加え、地域の理解を得られやすくなります。

また、農業コンサルタントとの契約することにより、農業技術者を一定期間農場運営に参画させ、自社社員の農業技術向上を図ります。



# 5 融資制度

## ◆ 農業近代化資金

農業近代化資金は、農業者の方が必要な資金を円滑に調達できるようにするための県の制度融資です。県や市町村が利子補給するため、金融機関を通じて、低い利率で融資を受けることができます。

	農業近代化資金 (法人の場合)
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認定農業者</li><li>・ 認定新規就農者</li><li>・ 主業農業者</li></ul> 次に掲げる要件を全て満たす農業を営む法人 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半又は農業粗収益が1,000万円以上</li><li>2. 常時従事者（農地法第2条に規定する常時従事者をいう）である構成員がいること。</li></ol> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業参入法人</li></ul> 5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって、経営開始後決算を2期終えていない法人
資金の用途 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業用施設（栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等）</li><li>・ 農業用機械（トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等）</li><li>・ 果樹苗・家畜等の購入費用、小規模土地改良に要する費用 等</li></ul>
借入限度額	2億円以内（農業参入法人は1億5千万円以内） (融資率は対象事業費の原則80%以内。ただし、認定農業者が借りる場合は100%以内)
貸付利率	0.00%（令和3年10月18日現在） この貸付利率は、基準金利1.60%に対して、県が1.30%、市町村が0.30%の利子補給を行った場合です。 市町村によっては、利子補給率が0.30%以外の場合があります。
償還期限・ 据置期間	償還期限 15年以内（うち据置期間 3年以内） ※貸付対象者、資金用途別によって違いあり
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の各農業協同組合</li><li>・ 埼玉りそな銀行</li><li>・ 武蔵野銀行</li><li>・ 埼玉縣信用金庫</li><li>・ 川口信用金庫</li><li>・ 埼玉信用組合（一部店舗では取扱いができない場合があります）</li></ul>



## ◆ 日本政策金融公庫が取扱う資金

認定新規就農者を対象とした青年等就農支援資金、認定農業者以外を対象とした経営体育成強化資金及び認定農業者を対象としたスーパーL資金があります。

	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) (法人の場合)	経営体育成強化資金 (法人の場合)
貸付対象者	認定農業者(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定新規就農者</li> <li>・主業農業者</li> <li>・農業参入法人(次の要件をすべて満たす農業を営む法人)</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと</li> <li>2. 5年以内に農業経営改善計画(※2)の認定を受ける計画を有していること</li> <li>3. 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議(※3)の認定を受けていること</li> </ol>
資金の用途 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用施設(栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等)</li> <li>・農業用機械(トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等)</li> <li>・果樹苗・家畜等の購入費用、農地の取得・改良・造成に要する費用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用施設(栽培温室、貯蔵施設、出荷施設、販売施設等)</li> <li>・農業用機械(トラクター、コンバイン、収穫用機械、防除用機械等)</li> <li>・果樹苗・家畜等の購入費用、農地の取得・改良・造成に要する費用等</li> </ul>
借入限度額	10億円以内(特認20億円以内) (融資率は対象事業費の100%以内)	5億円以内 (農業参入法人は1億5千万円以内) (融資率は対象事業費の80%以内)
貸付利率	一般:0.16%~0.30% ※償還期間により異なる (令和3年10月18日現在)	0.30% (令和3年10月18日現在)
償還期限・ 据置期間	償還期限 25年以内 (うち据置期間10年以内)	償還期限 25年以内 (うち据置期間3年以内)
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫さいたま支店</li> <li>・県内の各農業協同組合</li> <li>・日本政策金融公庫の受託金融機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫さいたま支店</li> </ul>

※1 認定農業者とは、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者です。

ただし、資金の借入に際しては、別途、特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

※2 農業経営改善計画とは、農業者自らが概ね5年後を目標として作成する経営改善のための取り組みに向けての計画であり、農業経営基盤強化促進法に定められています。

※3 特別融資制度推進会議とは、認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営基盤強化資金等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

## 6 参入後の取組と対応

### ◆ 企業の取組

継続的な営農を可能にするため、地域や市町村との信頼関係構築に努めます。

#### 1 関係機関との連携・情報交換

市町村に対して報告、連絡、相談など継続的に情報を提供するとともに、助言を受けながら営農しましょう。

#### 2 地域の活動への参加

農地を適正に利用して営農することはもちろん、地域の行事に参加するなど、地元に根ざした農業経営を目指す必要があります。

#### 3 農地の利用状況についての報告

企業が農地を借りている場合、農地の利用や営農状況について毎事業年度の終了後3か月以内に市町村に報告する義務があります。参入形態によって報告の方法が異なりますので、市町村農政担当課、農業委員会の指導を受けてください。

### ◆ 市町村の対応

受け入れた企業が農業経営を継続できるようにサポートするとともに、法令や協定の遵守について指導します。

#### 1 営農状況の確認

農業経営基盤強化促進法等に基づく企業からの報告等によって、営農状況を確認してください。

企業の新規参入や借入面積の変更があった場合には、国調査「解除条件付き貸借による農地借入調査」において県に報告してください。

#### 2 企業からの相談の対応

技術的な課題や規模拡大などの相談について疑問がある場合は、県農林振興センターや（公社）埼玉県農林公社などの関係機関に相談してください。

#### 3 違反がある場合の対応

法令や協定の違反があった場合には、必要な措置を講じるよう勧告します。勧告後の改善が認められない場合には、法令に基づき、貸借解除の手続きを進めてください。

## 7 農産物の収益性 (参考)

生活に必要な年間所得を250万円（農業県の認定就農者の3年後所得目標数値と想定）とし、各作物の10a当たり所得で算出した額です。

実際の経営規模は、準備できる労働力、賃金、年間の作付体系、販売方法などの条件を総合的に考える必要があります。

作物		10a当たり 農業所得 (円)	10a当たり 労働時間 (時間)	家族労働1時間 当たり農業所得 (円)	生活可能 目標面積 (a)
穀類	米	29,101	27.3	1,137	860
	六条大麦	15,000	5.0	3,260	1,667
	二条大麦	12,000	6.9	1,765	2,083
	小豆	27,000	11.6	2,328	926
露地野菜	ダイコン	140,000	118.7	1,329	179
	ニンジン	154,000	118.2	1,572	159
	ホウレンソウ	182,000	219.7	970	137
	レタス	234,000	133.4	2,021	107
	白ネギ	402,000	336.5	1,351	62
	青ネギ	504,000	587.0	898	50
	キュウリ	1,185,000	931.7	1,290	21
	ナス	1,226,000	1,049.1	1,265	20
	大玉トマト	903,000	709.1	1,331	28
	ミニトマト	802,000	1,311.2	623	31
	ピーマン	895,000	755.6	1,225	28
	スイカ	258,000	221.2	1,231	97
施設野菜	青ネギ	342,000	574.5	966	73
	キュウリ	1,344,000	1,095.1	1,313	19
	ナス	1,694,000	1,756.9	1,027	15
	大玉トマト	1,226,000	946.7	1,456	20
	ミニトマト	2,028,000	1,488.2	1,688	12
	ピーマン	1,141,000	1,162.3	1,398	22
	イチゴ	1,898,000	2,091.6	980	13
	メロン	570,000	492.7	1,274	44
果樹	ミカン	139,000	236.3	649	180
	リンゴ	180,000	272.9	772	139
	日本ナシ	269,000	366.6	781	93
	モモ	286,000	284.4	1,102	87
	ブドウ	342,000	454.7	798	73
花き	露地キク (切り花)	3,191,000	3,798.1	1,037	8
	施設キク (切り花)	4,727,000	5,089.3	1,139	5
	施設バラ (切り花)	5,089,000	5,952.8	1,049	5
	施設ユリ (切り花)	2,445,000	2,728.9	997	10
	施設カーネーション (切り花)	3,570,000	5,199.0	972	7
	施設シクラメン (鉢物)	2,015,000	4,831.1	768	12

出典：農林水産省『2007年農業経営統計調査』（米は2008年産の数値）  
（全国新規就農相談センター 新規就農相談ハンドブック2013年度版）

# 8 埼玉県の魅力

## ◆ 巨大なマーケット

埼玉県は734万人の県民を擁する一大消費エリアです。  
また、食品関連企業が数多く立地し、本県の食料品製造出荷額は全国2位です。

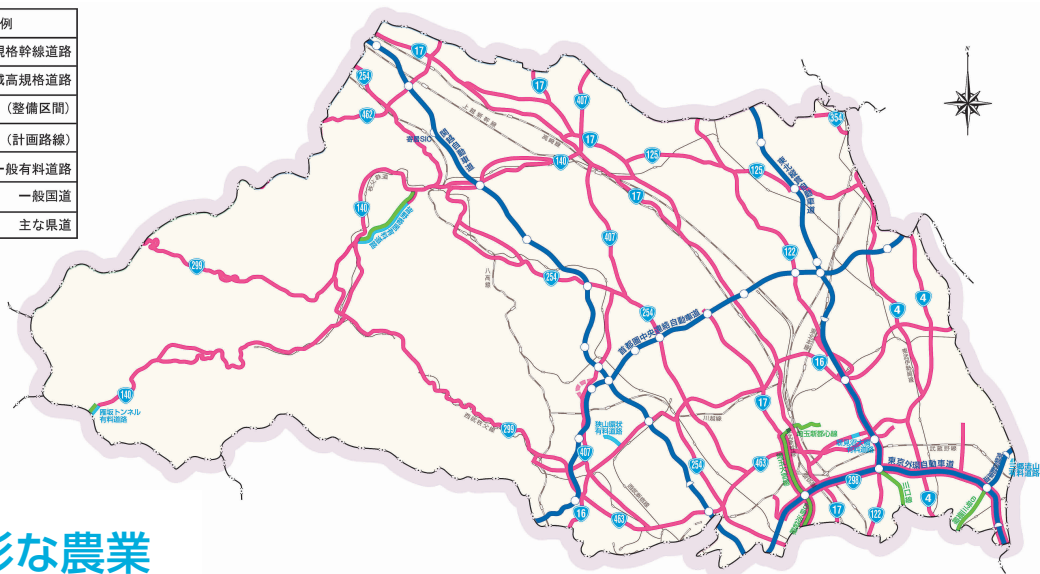
令和元年食料品製造出荷額

都道府県	出荷額(百万円)	全国比 (%)	都道府県順位
北海道	2,207,642	7.4%	1
<b>埼玉県</b>	<b>2,040,845</b>	<b>6.9%</b>	<b>2</b>
愛知県	1,717,713	5.8%	3
兵庫県	1,677,928	5.6%	4
神奈川県	1,666,322	5.6%	5
全国	29,771,599	100%	

(経済産業省「令和元年工業統計表(品目別)」から抜粋)

## ◆ 充実した道路網

凡	例
	高規格幹線道路
	地域高規格道路
	(整備区間)
	(計画路線)
	一般有料道路
	一般国道
	主要県道



## ◆ 多彩な農業

埼玉県では、穏やかな気候、風土、恵まれた水利などを背景に、それぞれの地域で野菜をはじめ、米、麦、畜産、果樹、花植木など、多様な農業が展開されています。

作物別産出額の全国順位 (令和元年産)

	さといも	ほうれんそう	ねぎ	こまつな	かぶ	ブロッコリー	はくさい	きゅうり	えだまめ	洋ラン(鉢)	ゆり	小麦
1位	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	千葉	茨城	千葉	北海道	茨城	宮崎	山形	愛知	新潟	北海道
2位	千葉	群馬	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	香川	長野	群馬	千葉	福岡	高知	福岡
3位	宮崎	千葉	茨城	福岡	青森	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	福島	群馬	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	佐賀
4位	鹿児島	茨城	北海道	東京	滋賀	長野	群馬	<b>埼玉</b>	<b>埼玉</b>	千葉	北海道	<b>埼玉</b>
5位	愛媛	岐阜	大分	群馬	京都	徳島	北海道	千葉	新潟	山梨	鹿児島	愛知

(農林水産省調べ)

## ◆ 埼玉県の農業

埼玉県は恵まれた自然条件と大消費地の「地の利」を生かし、多彩な農産物が生産されています。

### 小麦 9億円（全国第4位）

作付面積	収穫量
5,170 ha [8位] うち さとのそら 3,880ha あやひかり 1,130ha その他 160ha	22,600 t (2%) [7位]

\*品種の内訳は県生産振興課推計値

### 果実 55億円（全国第36位）

主な品目	産出額	収穫量
なし	26億円 [8位]	7,220 t (3%) [11位]
くり	3億円 [10位]	549 t (3%) [6位]
ぶどう	10億円 [25位]	1,380 t (1%) [21位]

### 茶(生葉) 17億円(全国第7位)

主な品種	栽培面積	収穫量 (対主産県シェア)
やぶきた さやまかおり ふくみどり	843ha [8位]	生葉 4,020 t (1%) [9位]

### 花き 152億円（全国第5位）

主な品目	産出額	出荷量
パンジー	5億円 [1位]	924万本 (8%) [1位]
チューリップ(切り花)	3億円 [2位]	-
洋ラン(鉢)	31億円 [3位]	65万鉢 (5%) [7位]
ゆり	25億円 [3位]	2,460万本 (20%) [1位]

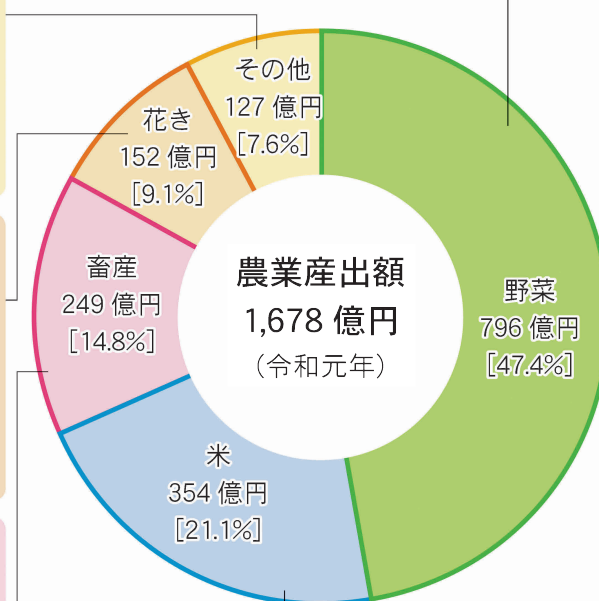
### 畜産 249億円（全国第34位）

主な品目	産出額	飼養頭羽数
乳用牛	70億円 [24位]	8,000頭 (1%) [24位]
肉用牛	36億円 [34位]	17,300頭 (1%) [33位]
豚	56億円 [24位]	80,600頭 (1%) [25位]
採卵鶏	79億円 [22位]	3,972千羽 (2%) [19位] うち成鶏めす 2,156千羽 (2%) [22位]

※採卵鶏の産出額は鶏卵の金額

### 野菜 796億円（全国第8位）

主な品目	産出額	収穫量
ほうれんそう	91億円 [1位]	23,900t (11%) [1位]
さといも	49億円 [1位]	18,400t (13%) [1位]
ねぎ	142億円 [2位]	56,800t (12%) [2位]
こまつな	39億円 [2位]	14,300t (12%) [2位]
かぶ	12億円 [2位]	16,200t (14%) [2位]
ブロッコリー	40億円 [3位]	15,200t (9%) [4位]
はくさい	17億円 [3位]	23,100t (3%) [5位]



### 米 354億円（全国第18位）

主な品種	作付面積	収穫量
コシヒカリ 彩のかがやき 彩のきずな	32,000ha [16位]	154,200 t (2%) [19位]

※産出額は令和元年、収穫量等は令和元年産の値。ただし、飼養頭羽数はR3年2月1日調査の値。（農林水産省調べ）

## ◆ 埼玉県の気象データ

熊谷	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	36.5	4.3	9.8	-0.4	2.9	217.0
2月	32.3	5.1	10.8	0.3	3.1	199.8
3月	69.0	8.6	14.3	3.6	3.0	203.2
4月	90.7	13.9	19.9	8.6	2.7	197.1
5月	115.1	18.8	24.6	13.9	2.5	192.0
6月	149.5	22.3	27.1	18.3	2.2	133.9
7月	169.8	26.0	30.9	22.3	2.1	146.0
8月	183.3	27.1	32.3	23.3	2.1	169.3
9月	198.2	23.3	27.9	19.7	2.0	131.6
10月	177.1	17.6	22.1	13.7	2.0	144.1
11月	53.5	11.7	16.8	7.2	2.2	171.6
12月	30.9	6.5	12.0	1.8	2.6	200.9
年	1,305.8	15.4	20.7	11.0	2.5	2,106.6

秩父	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	40.3	1.8	8.9	-3.8	1.7	205.5
2月	30.8	3.0	10.0	-2.9	1.8	193.1
3月	69.0	6.6	13.5	0.7	1.9	189.7
4月	88.0	12.2	19.1	5.9	1.9	186.3
5月	102.4	17.3	23.8	11.5	1.7	179.5
6月	145.4	20.8	26.0	16.5	1.5	123.0
7月	192.0	24.6	29.8	20.6	1.5	133.4
8月	188.4	25.5	31.0	21.5	1.5	152.4
9月	236.7	21.5	26.4	17.7	1.3	113.6
10月	204.1	15.5	20.8	11.3	1.2	128.7
11月	47.5	9.2	15.9	4.0	1.2	163.7
12月	30.7	4.0	11.2	-1.6	1.5	192.3
年	1,375.3	13.5	19.7	8.5	1.6	1,968.1

所沢	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	50.9	3.7	9.1	-0.6	2.5	202.8
2月	47.0	4.5	10.0	-0.2	2.7	184.2
3月	98.3	7.8	13.3	2.9	2.8	179.1
4月	110.1	13.1	18.7	7.9	2.7	183.8
5月	125.8	17.8	23.2	13.2	2.4	182.1
6月	166.7	21.2	25.8	17.5	2.0	120.8
7月	172.4	25.0	29.8	21.5	1.9	148.2
8月	190.4	26.2	31.3	22.6	2.0	177.3
9月	233.2	22.4	27.0	19.0	2.0	132.4
10月	212.6	16.8	21.4	13.3	2.0	134.4
11月	75.0	11.1	16.2	7.2	2.0	161.7
12月	47.3	6.2	11.5	1.9	2.2	183.9
年	1,529.5	14.6	19.7	10.5	2.3	1,985.8

越谷	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	50.2	4.2	9.6	-0.5	1.6	199.6
2月	47.5	5.2	10.6	0.4	1.8	181.7
3月	94.5	8.7	14.1	3.6	2.0	185.3
4月	109.8	13.9	19.6	8.7	1.9	184.0
5月	124.4	18.7	24.1	14.0	1.8	182.5
6月	144.0	22.0	26.7	18.2	1.6	128.9
7月	138.0	25.9	30.7	22.2	1.6	153.4
8月	134.3	27.1	32.1	23.4	1.6	180.1
9月	197.0	23.3	27.9	19.7	1.5	134.7
10月	203.4	17.5	22.1	13.7	1.4	135.5
11月	78.6	11.6	16.6	7.3	1.2	153.7
12月	50.3	6.5	11.8	1.8	1.4	174.5
年	1,366.9	15.4	20.5	11.0	1.6	1,993.9

(気象庁 (1991~2020年平均))

## 参考1 農業参入計画書の参考様式

# 農業参入計画書（例）

株式会社〇〇

年 月 日

## 1 会社の概要

- ・社名：
- ・設立年月：
- ・資本金：
- ・所在地：
- ・電話番号：
- ・売上高：
- ・従業員数：
- ・代表者：
- ・事業内容：
- ・関連会社：

## 2 農業参入の目的

- ・どのような経緯で農業参入に至ったか
- ・どのような農業経営を目指すのか

## 3 目指す農業経営の姿

- ・経営耕地面積：【当初〇年】 田 〇〇ha 畑 〇〇ha 計 〇〇ha  
【目標〇年】 田 〇〇ha 畑 〇〇ha 計 〇〇ha
- ・栽培品目：〇〇 (〇〇ha) (〇〇ha)
- ・栽培方法：
- ・販売方法：
- ・農業施設：
- ・農業機械：
- ・労働力：常勤 〇〇名 非常勤 〇〇名
- ・参入スケジュール：〇年 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇年 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇年 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇年 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



## 4 経営のイメージ

- ・写真やイメージ画像など
- ・参考にした事例など

## 5 栽培及び販売方法

- ・栽培技術はどのように確保するか
- ・具体的な栽培方法について
- ・生産物の販売方法について

## 6 農地の管理と労働力の確保

- ・日常的な農地（農園）の管理者（農場長）は誰でどのように管理するのか
- ・経営に必要な労働力はどのくらいでどのように確保するか

## 7 栽培計画

	1年目(20**年)	5年目(20**年)	10年目(20**年)	備考
作付面積 (㎡)				
収穫量 (kg)				
単位収量 (t/10a)				
労働時間 (h)				

## 8 販売計画

	1年目 (20**年)	5年目 (20**年)	10年目 (20**年)	備考
販売先				
販売量 (kg)				
販売単価 (円/kg)				
販売額 (円)				

## 9 経営資産

		1年目(20**年)	5年目(20**年)	10年目(20**年)	備考
収入	農業収入				
	その他収入				
	収入計 (A)				
支出	賃借料				
	水道光熱燃料費				
	種苗・肥料・農薬費				
	資材費				
	減価償却費				
	支出計 (B)				
農業所得 (円) (A) - (B)					
総労働時間 (h)					

償却資産名	取得価格	残存率	耐用年数	年償却額
計				

## 参考2 企業が市町村等と締結する協定の例

企業による農地の貸借において要件とされている「地域の農業における他の農業者との適切な役割分担」について担保するため、埼玉県が作成した協定例です。

ここに掲載したものは、市町村、企業および農地の貸借に当たって仲介役を務める埼玉県農林公社による三者協定を想定し、作成しています。

農地の貸借方法、関係する機関とその関わり方、企業の農業参入によって描く地域の農業振興の将来像などを勘案のうえ、適宜アレンジして御活用ください。

### 〇〇における地域農業の活性化に向けた取組に関する協定書

〇〇市町村（以下「甲」という。）、△△〔埼玉県農林公社、農地集積円滑化団体等〕（以下「乙」という。）及び□□〔参入企業等の名称〕（以下「丙」という。）は、相互に協力して〇〇〔市町村名又は地域名〕における地域農業の活性化を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

#### （貸付農地等の利用と農業経営）

第1条 丙は、〇〇〔農用地利用集積計画、賃貸借契約等〕の定めるところにより、乙から借り受けた農地等（以下「借受農地等」という。）のすべてを効率的かつ適正に利用しなければならない。

2 丙は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が実施されることを確保しなければならない。

#### （地域農業との調和と役割分担）

第2条 丙は、周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域文化を尊重し、地域と調和した農業経営を実施するものとする。

2 丙は、甲と協力し、地域の雇用促進等に努めるものとする。

3 丙は、地域の農業の維持発展に関する活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

4 丙は、借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設の維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。

#### （助言及び指導）

第3条 甲及び乙は、丙による前2条の取組の実施に当たって、必要な助言及び指導を行うものとする。

#### （不測の事態又は事故への対応）

第4条 甲、乙及び丙は、不測の事態又は事故により地域農業に被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、相互に協力の上、その対応に当たるよう努めるものとする。

#### （疑義が生じた場合の決定等）

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

#### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 この協定の有効期間が終了する日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも何らの申出がないときは、この協定はさらに〇年間継続されるものとし、以後も同様とする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ署名の上、それぞれの1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇市町村  
〇〇市町村長  
〇〇〇〇（署名）

乙 △△  
△△長  
△△△△（署名）

甲 □□  
代表取締役  
□□□□（署名）

## 相談窓口一覧

### 埼玉県企業等農業参入相談窓口

#### 埼玉県農林部農業支援課

メールアドレス a4040-05@pref.saitama.lg.jp

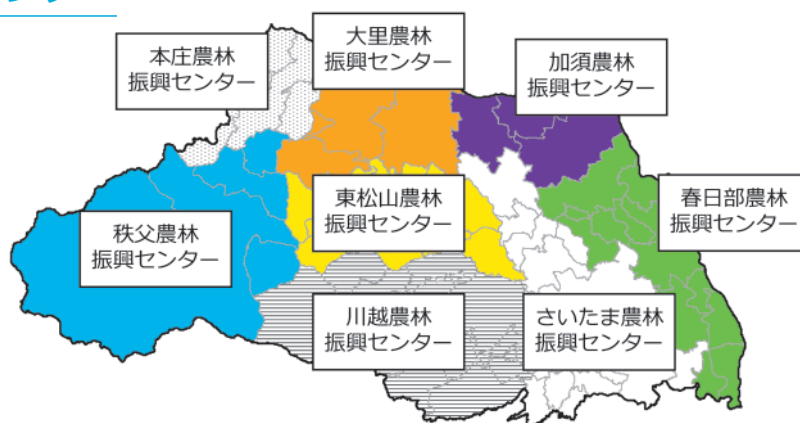
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎5階)

電話 048-830-4051



埼玉県のマスコット  
「コバトン&さいたまっち」

### 農林振興センター



農林振興センター	電話番号 所在地	管轄市町村
さいたま	048-822-2492 さいたま市浦和区北浦和5-6-5	さいたま市・川口市・鴻巣市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・北本市・伊奈町
川越	049-242-1808 川越市新宿町1-17-17	川越市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町
東松山	0493-23-8532 東松山市六軒町5-1	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父	0494-24-7211 秩父市日野田町1-1-44	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
本庄	0495-22-6156 本庄市朝日町1-4-6	本庄市・美里町・神川町・上里町
大里	048-523-2812 熊谷市久保島1373-1	熊谷市・深谷市・寄居町
加須	0480-62-4771 加須市不動岡564-1	行田市・加須市・羽生市
春日部	048-737-2134 春日部市大沼1-76	春日部市・越谷市・久喜市・八潮市・三郷市・蓮田市・幸手市・吉川市・宮代町・白岡市・杉戸町・松伏町

### 公益社団法人 埼玉県農林公社

行田市大字真名板1975-1

電話 048-558-3555

平成22年 3月 初版 平成30年 1月 第6版  
平成24年10月 第2版 平成31年 2月 第7版  
平成26年10月 第3版 令和 2年 3月 第8版  
平成27年 9月 第4版 令和 3年12月 第9版  
平成28年 7月 第5版

編集・発行 埼玉県農林部農業支援課